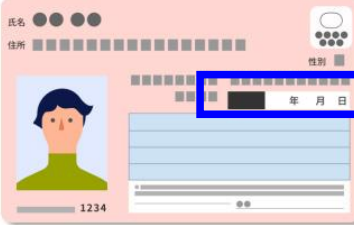
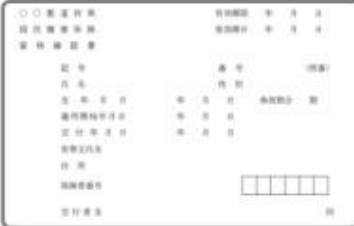


松前町国民健康保険（国保）・
愛媛県後期高齢者医療保険（後期）に加入している皆さんへ

マイナ保険証をお持ちでなくても、
これまでどおりの医療が受けられます

令和6年12月2日以降新たに健康保険証は発行されなくなりました。
医療機関等を受診する際は、次の3つのいずれかで受付をお願いします。
※国保・後期以外の保険に加入している人は、各保険者にお問い合わせください。

☎保険課医療保険係 ☎985-4107

種 類	① 健康保険証 令和6年12月1日以前に交付した有効な健康保険証  有効期限：令和7年7月31日	② マイナ保険証 健康保険証の利用登録をしているマイナンバーカード  有効期限：令和7年7月31日	③ 資格確認書（※1） 令和6年12月2日以降に新規加入、住所変更等した人に交付 【国保】マイナ保険証を持っていない人に交付 【後期】マイナ保険証の有無にかかわらず交付（暫定運用）  有効期限：令和7年7月31日
お 知 ら せ	【国保】 マイナ保険証も持っている人には「資格情報のお知らせ（※2）」を、マイナ保険証を持っていない人には「資格確認書」を7月中旬ごろ郵送します。 【後期】 マイナ保険証の有無にかかわらず「資格確認書」を7月中旬ごろ郵送します。	【国保】【後期】 マイナ保険証の利用には、マイナンバーカードの電子証明書を利用します。 電子証明書の有効期限の2～3か月前に有効期限通知書が届きます。 更新手続きを忘れないようにしてください。 電子証明書の有効期限は、上の太枠部分に記載されています。	【国保】【後期】 新しい資格確認書は、7月中旬ごろ郵送します。

（※1）資格確認書
マイナ保険証を持っていない人に交付する健康保険証に代わるものです。

（※2）資格情報のお知らせ
マイナ保険証の保有者が、自分の被保険者資格情報を簡単に把握できるように交付する通知書です。
医療機関等でマイナ保険証の読み取りができない場合など、資格情報のお知らせとマイナ保険証を一緒に提示することで受診できます。

資格確認書・資格情報のお知らせの交付については、広報まさき7月号で詳しくお知らせします。